

豊田市の立地奨励金一覧

平成30年4月運用開始
企業立地はぜひ豊田市で！

1 【工場の新増設や設備投資に対する奨励金】

奨励金名	対象業種（※1）	対象事業	投資規模要件	対象資産（※2）	奨励金の交付額			その他
					奨励金額（※3）	重点産業分野（※4）	交付限度額	
企業立地奨励金	製造業 製品の製造に係るサービス業 製品の製造に係る情報通信業 高度先端産業分野の事業	工場 研究施設 事務所*	<中小企業> 3,000万円以上 <大企業> 5億円以上 <高度先端産業分野の事業> <農山村地域での立地> <研究施設> 1,000万円以上	土地 家屋 償却資産	<産業誘導地区・農山村地域> 対象資産の取得に係る費用の 10億円以下の10%の額と 10億円超の5%の額の合計	左記奨励金額 を 倍額交付	5億円 (新規立地は 10億円)	・奨励金に係る事業の操業開始後、5年間は 同一の事業所敷地内での奨励金の申請不可 ・事務所*を単独で建てる場合は、製造等に直接 関連する部門（設計・開発等）が対象 管理部門（経理・総務等）のみの場合は、 対象外
					<その他の地域> 対象資産の取得に係る費用の 10億円以下の5%の額と 10億円超の2.5%の額の合計		5億円	
中小企業 設備投資奨励金	完全人工光型の植物工場で 野菜等を生産する事業		<中小企業> 1,000万円以上	償却資産	対象資産の取得に係る費用の 5%の額		5億円	・奨励金に係る事業の操業開始後、5年間は 同一の事業所敷地内での奨励金の申請不可 ただし、対象資産の取得に係る費用の額が 1億円以下である場合は、操業開始後1年を 経過すれば申請可
創造産業立地奨励金	次世代成長分野の事業 集積業種の事業	工場 研究施設	<中小企業> 1億円以上 <大企業> 25億円以上	家屋 償却資産	<中小企業> 対象資産の取得に係る費用の 10%の額 <大企業> 対象資産の取得に係る費用の 5%の額 ※愛知県から同額を交付	左記の奨励金 額に、対象資 産の取得に係 る費用の5% の額を上乗せ した額	<中小企業> 10億円 <大企業> 5億円	・奨励金に係る事業の操業開始後、5年間は 同一の事業所敷地内での奨励金の申請不可 ・愛知県内に20年以上かつ豊田市内に10年 以上立地していること ・常時雇用する従業員の維持 <中小企業> 25人以上 <大企業> 100人以上 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の対象と なること
中小企業 高度先端産業立地奨励金	高度先端産業分野の事業	工場	<中小企業> 2億円以上	家屋 償却資産	対象資産の取得に係る費用の 10%の額 ※償却資産のみの場合は 5%の額		10億円	・奨励金に係る事業の操業開始後、5年間は 同一の事業所敷地内での奨励金の申請不可 ・常時雇用する従業員を5人以上新規雇用すること ・愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の 対象となること

2 【工場の新増設や設備投資に伴う事業に対する奨励金】 上記1の企業立地奨励金もしくは中小企業設備投資奨励金のいずれかの交付要件を満たすこと（単独申請はできません）

奨励金名	奨励金の交付額	交付限度額	交付の要件
市民雇用奨励金	新規雇用従業員及び新規転入従業員（※5）1人当たり25万円の額	1,000万円	新規雇用従業員及び新規転入従業員の人数の合計が下記の人数以上であること <中小企業> 1人以上 <大企業> 20人以上
新エネルギー設備設置奨励金	新エネルギー設備の設置費用の1/3の額	1,000万円	新エネルギー利用等を行うための設備（太陽光発電など）を設置すること ※売電目的の設置は対象外
緑地整備奨励金	緑地整備費用の1/2の額	1,000万円	一定の面積を超える緑地を整備すること

≪申請上の注意点≫

- 事業着手の30日前までに奨励事業者の指定申請を行う必要があります。工場の新増設や設備投資をご検討の際は、お早めにご相談ください。
- 1の奨励金は重複して申請することができません。2の奨励金は重複して申請できますが、単独では申請できません。
申請できる例） ・ 1企業立地奨励金のみ ・ 1中小企業設備投資奨励金 + 2市民雇用奨励金 ・ 1創造産業立地奨励金 + 2市民雇用奨励金 + 2新エネルギー設備奨励金
申請できない例） ・ 1企業立地奨励金 + 1中小企業設備投資奨励金 ・ 2緑地整備奨励金のみ
- 右記の期限内に、奨励対象事業の操業を開始する必要があります。（奨励事業者指定から5年以内に操業開始：企業立地奨励金、中小企業設備投資奨励金）
（奨励事業者認定申請から3年以内に操業開始：創造産業立地奨励金、中小企業高度先端産業立地奨励金）

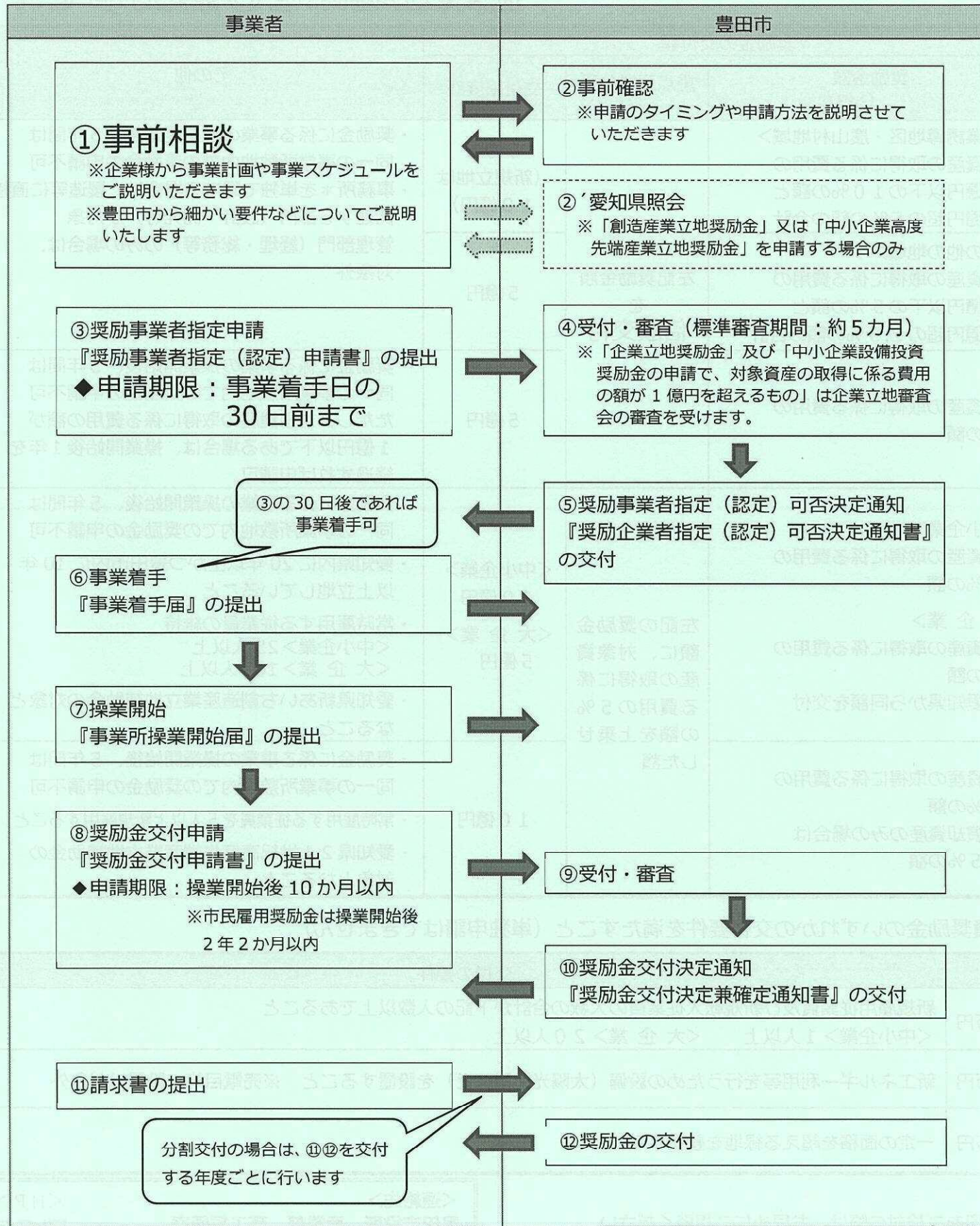
<連絡先> 豊田市役所 産業部 商工振興室
産業労働課 産業振興担当

TEL 0565-34-6641
FAX 0565-35-4317
Eメール kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp
HP <http://sangyounavi.toyota.aichi.jp>

※HPから各種申請書式をダウンロードできます。



奨励金申請手続の流れ (事前相談～奨励金交付まで)



●裏面1の奨励金は、交付年度の翌年度から5年間、事業の継続を確認させていただきます。事業の継続が確認できない場合は、奨励金の返還を求めることがあります。

事業着手前の申請が必要です。お早めにご相談ください。

※1 対象業種のうち、「製品の製造に係るサービス業」「製品の製造に係る情報通信業」「高度先端産業分野の事業」

「次世代成長分野の事業」「集積業種の事業」は以下の事業です。

業種	定義
製品の製造に係るサービス業	日本標準産業分類 大分類L-学術研究、専門・技術サービス業 中分類 専門サービス業又は技術サービス業 例) 工業デザイン、製品や素材の性能評価や試験
製品の製造に係る情報通信業	日本標準産業分類 大分類G-情報通信業 中分類 情報サービス業 例) 製造品に搭載する基盤やシステムの開発、開発に係る情報処理
高度先端産業分野の事業	航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野の製品の製造または研究
次世代成長分野の事業	次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野
集積業種の事業	輸送機械関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、農商工連携関連産業

※2 対象資産は、奨励対象事業に要した費用のうち、以下のものをいいます。

土地	事業着手日の1年前から操業開始までに取得したもの
家屋及び償却資産	事業着手日後から操業開始までに取得(発注及び支払)したもの

※3 産業誘導地区及び農山村地域とは、次の地域をいいます。

＜産業誘導地区＞

豊田市総合計画の土地利用構想において工業系土地利用を促進する地区として位置付けられた次の地区等
・工業地域、工業専用地域、大規模工場等工業系土地利用がなされている地区及びその周辺
・下記のインターチェンジ周辺

東海環状自動車道	豊田藤岡IC
伊勢湾岸自動車道	豊田南IC、豊田東IC
東名高速道路	上郷スマートIC
猿投グリーンロード	八草IC、八草東IC、西広瀬IC、枝下IC

＜農山村地域＞※産業誘導地区を除く

人口が少なく、又は減少していると認められる次の地域
・旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区の全域
・上鷹見、滝脇、豊松、中金、西広瀬、東広瀬、矢並、御作の各小学校区

※4 重点産業分野とは、産業の多角化を図るために注力する次の分野をいいます。

分野名称	対象製品や技術の例示
次世代モビリティ分野	次世代自動車(PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等)、航空宇宙関連、鉄道(リニア関連)、パーソナルモビリティその他、輸送機器関連の先進技術など
環境・エネルギー分野	再生可能エネルギー関連システム、燃料電池、蓄電池、レアメタルの再生、製材(国産材使用)、水素など
IT・次世代ロボット分野	機械・機器に組込むシステム開発、医療・福祉・災害・業務(清掃、警備、点検)・農林関連ロボットなど
ヘルスケア・食品製造分野	医薬・医療関連、食品・飲料製造など

※5 新規雇用従業員及び新規転入従業員とは、次の要件を全て満たすものをいいます。

	要件
新規雇用従業員	<ul style="list-style-type: none"> 奨励対象事業の実施に伴い、当該事業所に新規雇用された者 採用時に豊田市民であること 期間の定めのない雇用契約を締結して雇用する者 操業開始日から2年までの間で1年以上継続して当該事業所で雇用している者
新規転入従業員	<ul style="list-style-type: none"> 奨励対象事業の実施に伴い、他の事業所から当該事業所に異動した者 異動に伴い新たに豊田市に転入する者 期間の定めのない雇用契約を締結して雇用する者 操業開始日から2年までの間で1年以上継続して当該事業所で雇用している者